

# 道路施設への「落書き」は犯罪です！

～きれいな山形にするために道路を大切にしましょう～

もし、自分の家の壁に誰かが「落書き」をしたらどのような気持ちになりますか？とても不快感になると思います。また、そのように汚れた家を通る人が見た場合、家の住人はもちろん、通行する人も不快感になると思います。それは皆さんが利用する道路施設でも同じことが言えます。「落書き」をした人は「面白いからやってみよう！」といった軽い気持ちで書くかもしれませんが、落書きは絶対にやめて下さい。



「落書き」は犯罪です！

- 道路法第43条第1号  
何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない  
一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること  
→違反すると・・・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 刑法第261条  
他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する

山形の道路を気持ちよく通るためにも「落書き」等の道路を汚す行為はやめましょう！

道路の事ならお気軽にお聞き下さい。ご意見・ご要望をお待ちしております！  
国土交通省 山形河川国道事務所 山形国道維持出張所

〒990-2331 山形市飯田西五丁目 6 番 4 号  
TEL 023-641-2090 FAX 023-641-4435  
URL <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yamaiji/>

